

畜産部会の概要について

【畜産部会の所掌事務】

- 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

